相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市忠節町四丁目三三番地、最後の住所岐阜県瑞穂市牛牧一二三〇番地一フェリーチェA―一〇六号

被相続人　亡　川島　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

事務所岐阜市京町二丁目二番地端元ビル二階　端元博保法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　智洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫竹上竹殿町一七番地の一二、最後の住所京都市北区紫竹下竹殿町二六番地

被相続人　亡　岸中　徹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

京都市中京区富小路通丸太町下ル富友ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中田　良成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市細川町瑞穂一四四〇番地、最後の住所京都府長岡京市高台西六番地の二〇

被相続人　亡　井上貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

京都市中京区御池通高倉西入高宮町二〇〇番地　千代田生命京都御池ビル九階　後藤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　真孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市新見一八二六番地、最後の住所岡山県高梁市成羽町吹屋三二番地

被相続人　亡　西嶋幸一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

事務所岡山市北区学南町二丁目五番五〇号

相続財産管理人　高橋　良知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市吉浦東本町一丁目一一三番地、最後の住所広島県呉市吉浦東本町一丁目一二番二四号

被相続人　亡　濱田　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

事務所広島県呉市中央二丁目二番一七号

相続財産管理人　白井　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市国府町芝原字野神一三七番地三、最後の住所徳島県徳島市国府町芝原字野神九〇番地の一　被相続人　亡　伊川　辰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

徳島県徳島市東大工町一丁目一九番地

相続財産管理人　小笠原哲二

無縁墳墓等改葬公告

大松西共同墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年五月七日

一、墳墓等所在地　徳島県徳島市川内町大松四〇九―一

一、墳墓等の名称　大松西共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県徳島市川内町大松四〇七―一　自性寺住職　渡辺　俊雄

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金にかかる債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

佐賀県佐賀市松原四丁目二番一二号

株式会社佐賀共栄銀行

確定給付企業年金清算人　岩永　妙子

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月三十一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号

日本証券代行株式会社確定給付企業年金清算人　在原　輝雄

債権申出の公告（第二回）

当社は平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金制度を終了したので、当社に規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年5月7日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社イトイ　②東京都知事(7)51720　③代表取締役　加藤真一郎　④東京都新宿区新宿二丁目13番12号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿二丁目13番12号　株式会社イトイ　代表取締役　加藤真一郎

平成二十六年五月七日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目一〇番二三号

スパンション・イノベイツ株式会社

清算人　釘宮百香里

債権申出の公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたが、平成二十六年三月二十七日当職が清算人に選任されました（岐阜地方裁判所平成二十六年（チ）第二号事件）。

当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

岐阜市長良福光二五六三番地の二

宗教法人神理教瑞穂教会

岐阜市神田町六丁目二五番地一アーバンマダ二階　清算人　弁護士　武田　和則

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目一番一八号

埼玉トヨタ自動車株式会社

確定給付企業年金清算人　足立　誠